

平成30年12月4日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年12月4日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社白馬アルプスホテル (法人番号：4100001017327) 代表者 鷲澤汪
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 長野県北安曇郡小谷村大字千国乙12851 (千葉営業所) 千葉県千葉市稲毛区山王町6-46
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 180日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年4月18日及び平成30年4月19日他、区域拡大を行ったことを端緒に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)運行管理補助者の届出義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第68条)、(3)運送引受書の交付義務違反(運輸規則第7条の2第1項)、(4)運送引受書の記載事項の不備(運輸規則第7条の2第1項)、(5)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(6)乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)、(7)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(8)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(10)自動車に関する表示義務違反(運送法第95条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 18点 当該事業者の累積点数 18点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年12月4日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年12月4日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社中島梱包運輸 (法人番号: 2050002012771) 代表者 中島勉
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県稲敷郡阿見町上長274-5 (本社営業所貸切事業部) 茨城県稲敷郡阿見町上長166-22
(4) 行政処分等の内容	処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年8月27日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)、(4)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(5)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(6)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)